

## 大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校同窓会 会則

### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 会員
- 第三章 運営代
- 第四章 役職
- 第五章 機関
- 第六章 会計
- 第七章 改廃

### 附則

### 第一章 総則

#### (名称)

**第一条** 本会は、大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校同窓会(以下「本会」という。)と称し、OBF 同窓会と略す。

#### (目的)

**第二条** 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

#### (所在地)

**第三条** 本会は、本部を大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校内に置く。  
(大阪府大阪市天王寺区鳥ヶ辻 2 丁目 9 番 26 号 セミナー等 3 階)

#### (事業内容)

**第四条** 本会は、第二条を達成するため、次の各号の事業を行う。

- 一 会報の発行
- 二 総会、同窓会の開催
- 三 各種イベントの開催
- 四 大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校及び在学生に対する後援
- 五 会員の情報の適切な管理及び保存
- 六 前各号その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第二章 会員

#### (会員の種別)

**第五条** 本会は、次の各号の会員をもって構成する。

- 一 正会員
  - イ 大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校卒業生

□ 大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校の中途転退学者で、本人が希望し、役員会が承認した者

## 二 特別会員

イ 大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校現旧教職員

□ 大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校に相応の貢献をしたと役員会の決議により認められた者

## 三 準会員

大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校在学生

### (会員の退会)

**第六条** 会員は、退会する旨を本会が別途定める方法により本会に届け出たのち、役員会の承認をもって退会することができる。

2 本会は、退会した会員より退会前に受領した金銭等の返還を行わない。

3 退会した会員は、再度会費を納め、役員会の承認をもって再入会することができる。

### (会員の除名)

**第七条** 本会は、会員が本会の名誉を毀損する行為をした場合、役員会の決議によりその会員を除名することができる。

### (会費の徴収)

**第八条** 本会は、正会員から会費を徴収する。

### (個人情報の取得)

**第九条** 正会員は、自己の氏名、性別、住所、連絡先、卒業年度、卒業時のクラス及び担任の氏名を入会時に本会に届け出し、異動があった場合には、本会に連絡しなければならない。また、特別会員は、上記の個人情報を任意で、本会に届け出ることができる。

## 第三章 運営代

### (運営主体)

**第一〇条** 本会の運営は、運営代が担う。

### (運営代の構成)

**第一一条** 第九条で定めた運営代は、卒業期を単位とし、最も新しく卒業した期から数え、7卒業期前から4卒業期前の会員をもって構成し、二年ごとに再構成する。

## 第四章 役職

### (役職の種別)

**第一二条** 本会は、次の各号に掲げる役職を置き、役務を定める。

一 会長 1名 (本会を代表し、会務を統括する)

二 副会長 2名 (会長を補佐し、会員名簿の管理を行う)

三 会計役 2名 (本会の経理処理を行う)

- 四 監 事** 1名 (本会の庶務経理を監査する)
- 五 理 事** 若干名 (役員会での決定事項を各卒業期に伝達し、役員会の補助を行う)
- 六 委 員** 若干名 (各卒業期に連絡事項を伝達し、取りまとめを行う)

- 2 前項の一から四を本会の役員とする。
- 3 会計役は、会長と同等の権限を有し、対外的に本会を代表する。ただし、役員会が不要と認めた事項においてはその限りではない。

#### (役員の選出)

**第一三条** 役員は、運営代の理事の互選によって、就任する180日前までに選出する。

- 2 役員は、運営代を構成する各卒業期から原則1名以上が就任する。
- 3 役員の任期は、最大2年とする。
- 4 役員は、該当する運営代の範囲内で再任することができる。

#### (理事の選出)

**第一四条** 理事は、各卒業期の委員の互選によって、選出するものとする。

- 2 前項による選出が困難と判断した場合、会長が理事を選出するものとする。

#### (委員の募集)

**第一五条** 委員は、正会員から隨時募集するものとする。

#### (役職を持つ会員の辞任)

**第一六条** 役職を持つ会員は、その者の申出によって、その役職を辞任することができる。

- 2 役員は、辞任の30日前までに申出しなければならない。

#### (役職を持つ会員の解任)

**第一七条** 会長は、各種会議、委員会の出席率を考慮して、職務遂行に不熱心と認められる役員、理事、委員について、役員会での承認のもと、その役職の解任を行うことができる。

#### (役員の欠員と補充)

**第一八条** 役員に欠員が生じた場合、会長が直ちに役員会を招集し、役員の推挙によって、理事から補充する。

- 2 前項による補充者の任期は前任者の在任期間とする。
- 3 会長に欠員が生じた場合、会長が補充されるまでの間、副会長が会長代行を務める。

## 第五章 機関

#### (運営機関)

**第一九条** 本会は、運営のため、次の各号に掲げる機関を置く。

- 一 総会
- 二 特別総会
- 三 役員会
- 四 理事会
- 五 各種委員会

#### (総会の扱い)

**第二〇条** 総会は、本会の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年一回会長が招集し、その議決は出席会員の過半数をもって行う。可否同数の場合、議長の決定に従うものとする。
- 3 議長は、会長が行うものとし、総会の初めに委員から書記を選任する。
- 4 書記は、総会終了後、議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。
- 5 次の各号の事項は、総会において承認されなければならない。
  - 一 役員会が決議、提出した事業報告及び決算
  - 二 役員会が決議、提出した事業計画及び予算
  - 三 役員の選出
  - 四 その他重要な事項

#### (特別総会の扱い)

**第二一条** 特別総会は、正会員をもって構成する。

- 2 第十九条第5項の一から三が否決された場合、会長は、特別総会を招集しなければならない。
- 3 第十九条第5項の四が否決された場合、会長は、特別総会を招集することができる。
- 4 特別総会において、議事進行の方法は第一九条第2項から第4項の規定を準用する。

#### (役員会の扱い)

**第二二条** 役員会は、本会の会務を執行する機関であって、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、隨時会長が招集し、その議決は役員の過半数をもって行う。
- 3 副会長は、会長に欠員が生じた場合、可及的速やかに役員会を招集し、第一七条に定めた通りに、会長を選出する。
- 4 役員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - 一 本会の諸会合に関する事項
  - 二 本会の各種事業に関する事項
  - 三 決算の作成及び、予算の立案
  - 四 その他本会の庶務に関する事項

#### (理事会の扱い)

**第二三条** 理事会は、役員会の補佐及び役員会に助言を行う機関であって、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が必要と認める場合、招集する。
- 3 会長は、卒業期の異なる理事を含んだ理事4名の要求があった場合、理事会を招集しなければならない。
- 4 会長は、理事会において、事業、議案その他本会の運営に関する事項を理事会に助言を求めることができ、理事はこれらの事項について提言することができる。
- 5 理事は、理事会において、会長が伝達する事項を、滞りなく会員に連絡しなければなら

ない。

(各種委員会の設置)

**第二四条** 各種委員会は、役員会によって、適宜必要に応じ設置され、各種事業を行う。

2 本会は、各種委員会の設置に関する事項の細則を別で定める。

**第六章 会計**

(会計に関する事項の細則)

**第二五条** 本会は、会計に関する事項の細則を別で定める。

**第七章 改廃**

(会則の改廃)

**第二六条** 会則の改廃は、役員の過半数の賛成をもって、総会で発議し、総会に出席した正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(改廃の採決方法)

**第二七条** 第二五条の規定により本会則を改廃する場合、投票用紙又はそれと同等のものに賛否を記入する方式によって、採決する。

**附則**

(施行期日)

**第一条** 本会則は、令和三年十月一日から施行する。

(移行措置)

**第二条** 本会の設立から設立年度末までの間及び設立年度末から二年の間における取扱いに関する事項の規定を別で定める。

本資料には電子署名が付与されています。

代表署名

OBF 同窓会

